

【議 題 2】

平成30年度上半期岩手支部事業計画の進捗状況について (重点事項説明資料)

- 1. 企画総務部門・・・・・・・・・・ 2P**
- 2. 保健部門・・・・・・・・・・ 11P**
- 3. 業務部門・・・・・・・・・・ 27P**
- 4. レセプト部門・・・・・・・・・・ 31P**

1. 企画総務部門

- I. ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組み
- II. 「いわて健康経営宣言」事業の普及・拡大のための取組み

①【医療機関・薬局向けの主な取組み】…「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」事業

岩手県内の医療機関・薬局に対し、「各医療機関等のジェネリック医薬品使用割合」、「薬効分類別の使用割合」等が可視化できる資料を作成し、県内の医療機関・保険薬局へ送付（5月）

ジェネリック医薬品に関するお知らせ
 ～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

〒 平番号
医療機関住所

医療機関名称

全薬健康保険協会 岩手支部

〒020-8508
盛岡市中央通1-7-25
春日会館内中央通ビル2F

TEL: 019-804-9009

全薬健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図るため、「平成29年度に70%以上とする」とともに、平成32年度9月までに80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、異なる使用促進策を検討する」との取組シニア目標を定めました。

協会けんぽといたしまして、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品の普及促進の取組を積極的に進めております。

この度、普及促進に向けた取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域におけるジェネリック医薬品使用割合等について、医療機関へ情報提供を行うことといたしました。ジェネリック医薬品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

+ 協会けんぽ加入者への院外処方状況

協会けんぽ加入者の平成28年10月分のレセプトを分析し、院外処方における「真医療機関」「二次医療機関」「真平均」それぞれのジェネリック医薬品の処方数量等を算出しました。

	医療機関名称	院外処方		
		真医療機関	二次医療機関平均	真平均
人数	平成28年10月に真医療機関にて処方箋を発行した協会けんぽの加入者数 (人)	248	189	177
	〇年、ジェネリックの医薬品が処方された加入者数 (人)	192	146	137
	ジェネリックの医薬品が処方された加入者割合 (%)	77.4	77.1	77.1
	〇年、ジェネリックの医薬品の処方数量 (人)	9,031	4,990	4,511
数量	平成28年10月に真医療機関が発行した処方箋の総処方数量	80,746	30,371	28,375
	〇年、ジェネリックの医薬品の処方数量	45,042	14,435	13,983
	ジェネリックの処方割合 (%)	83.3	74.3	75.6
	〇年、ジェネリックの医薬品の処方数量 (1000)	1,162,518	266,599	253,191
金額	平成28年10月に真医療機関が発行した処方箋の総処方金額 (円)	6,349,100	1,576,804	1,354,493
	〇年、ジェネリックの医薬品の処方金額 (1000)	1,162,518	266,599	253,191

～お知らせイメージ～

■平成30年度は、「お知らせ」に加え**岩手県、東北厚生局岩手事務所と連携**し、岩手県、東北厚生局岩手事務所及び協会けんぽ岩手支部の**3者連名**によるジェネリックの使用促進に向けた**要請文書を同封**
 また情報提供として、**薬効分類別ジェネリック医薬品処方数量ベスト3【岩手県版】**（薬局のみ）を同封

【送付件数：1,208件】

- ・ 県内全医療機関（640機関）
- ・ 全調剤薬局（568機関）



～3者連名による文書～

～薬効分類別ジェネリック医薬品処方数量ベスト3～
（薬局のみ）

②【加入者向けの主な取組み】…「ジェネリック医薬品軽減通知額サービス」事業

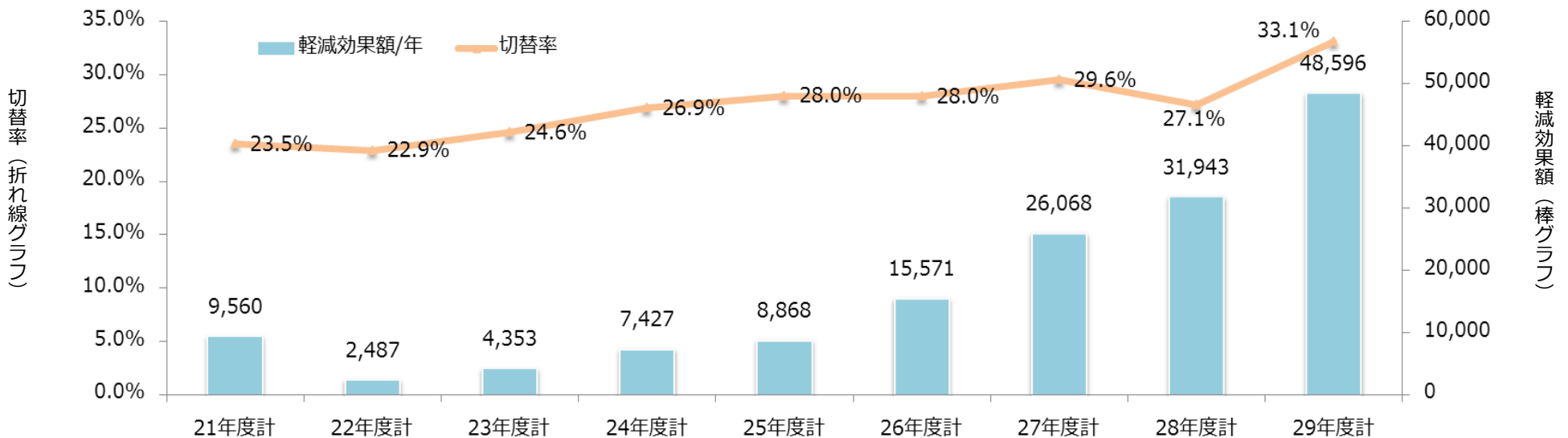
処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、1ヶ月の自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算したものを通知する事業を実施（8月[32,696件]、2回目は2月に送付予定）

平成29年度通知の概要（岩手支部及び全支部）

※軽減額（月）×12ヶ月（単純推計）

		通知対象者数	軽減効果人数（切替率）	軽減額/年（※）	
岩手	1回目	34,078人	10,188人（29.9%）	約2億円	合計 約4億8千万円
	2回目	33,922人	12,337人（36.4%）	約2億8千万円	
全国	1回目	3,579,162人	981,835人（27.4%）	約187億円	合計 約435億 7千万円
	2回目	3,455,431人	1,166,948人（33.8%）	約248億7千万円	

ジェネリック医薬品切替率及び軽減効果額の推移（岩手支部）



③【関係機関への意見発信】… 分析結果に基づいた意見発信

これまで支部の事業にかかる各種分析を行ってまいりましたが、平成30年度においては、分析結果に基づく事業計画の策定・実行を一層強化していくため、分析担当職員を企画総務グループに配置し、体制の整備を図りました。
ジェネリック医薬品の使用促進につきましても、岩手支部の現状・問題点等を把握し、分析結果に応じた意見発信を行うため、下記のとおり分析を実施いたしました。

分析イメージ

「カルテによる要因分析」

使用割合を決定する要因を分解し、医療機関、薬局の視点、患者の視点から阻害要因を分析

「使用割合の全国比較」

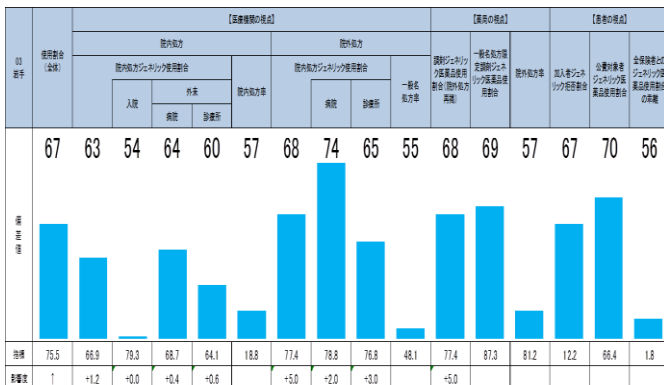
都道府県支部別に使用割合を集計し、年齢、薬効分類等に分け、使用が進んでいない年齢階級、薬効を特定

「岩手県内の使用状況」

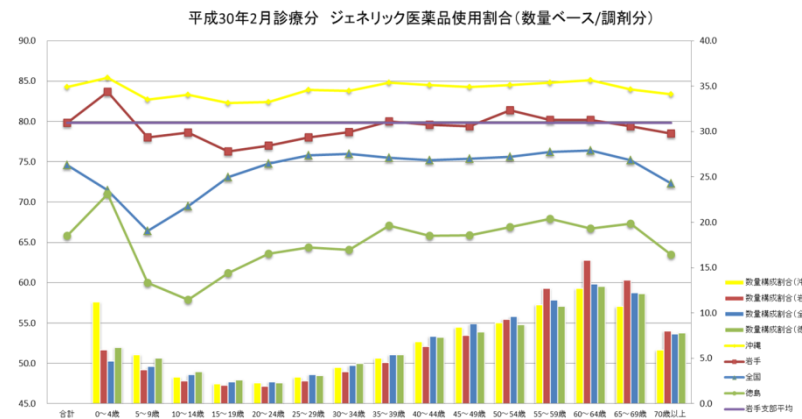
二次医療圏、市町村別に使用割合を集計、昨年からの伸び率、薬効分類別等詳細な集計も行い、使用割合が低い地域等を特定

分析結果に基づいた意見発信

- 保険者協議会において、分析結果を発表（7月）
- 岩手県後発医薬品仕様促進協議会で意見発信予定（下期）



～カルテ イメージ～



～年齢階級使用割合 イメージ～

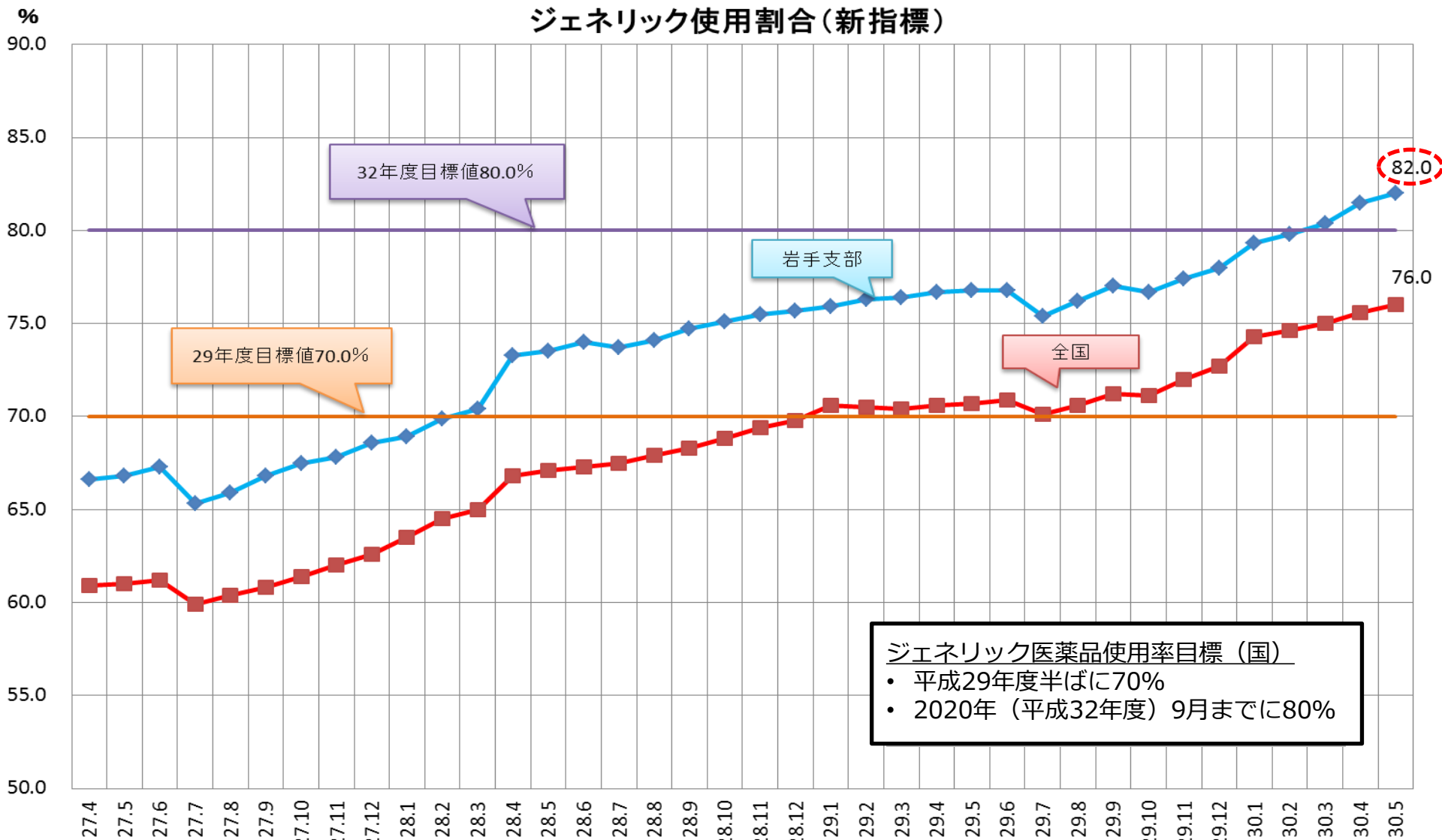
※分析結果

ジェネリック医薬品の使用促進に向けた各種分析について

● 調剤薬局は処方箋枚数も多く、全体の28%を占める。次いで、花巻市(16%)、一関市(14%)、奥州市(13%)、北上市(11%)と続く。
● 二次医療圏別では、盛岡圏域が最も多く、全体の40%を占める。

④【参考】…平成30年5月診療分までのジェネリック医薬品使用割合（数量ベース/調剤分）

国の目標であるジェネリック医薬品使用率80%（岩手支部のKPI：79.6%）を達成



Ⅱ. 「いわて健康経営宣言」事業の普及・拡大のための取組み

①【事業所データベースの作成】・・・効率的・効果的な勧奨計画の策定

「いわて健康経営宣言」事業への登録事業所の拡大および健康経営の考え方を広く加入者に普及させるため、データに基づいた勧奨計画を策定（6月）

事業所データベースの活用イメージ

■事業所データベースとは・・・

事業所基本情報（事業名、所在地、電話番号等の基本情報）に健診受診率や特定保健指導実施率、健康保険委員の委嘱状況、平成29年度の文書・訪問による勧奨状況等の情報を岩手支部が独自に結合したデータ

「勧奨状況の把握」
事業所データベースの情報に基づき、これまで勧奨を行ってきた地域、勧奨率等を集計し、勧奨を実施すべき地域を特定

「宣言登録状況」
いわて健康経営宣言の登録状況を市町村別に集計し、今後干涉すべき地域を特定、あわせて業種についても同様に実施

「健診・特定保健指導の実施率」
市町村別、業態別に健診受診率、特定保健指導実施率を集計し、健康経営の考え方を広めるべき地域、業種を特定

「データに基づいた勧奨計画を策定」
●対象を限定した文書勧奨の実施（5月）
●幹部職員および外部委託による事業所訪問を実施（6～9月）

各勧奨計画策定のための分析【結果】
分析の概要
事業所データベースを活用し、各勧奨計画（いわて健康経営宣言・健康保険委員）を策定するため、市町村別、業態別に事業所総数、主治医氏名等を抽出。いわて健康経営宣言の策定、健康経営委員の候補者から1年間の登録率を算出。さらに、平成29年度の実施した文書勧奨、事業所訪問の実施状況を加えて、勧奨の対象事業所についてターゲティングを行った。

各勧奨計画策定のための分析【結果】
「いわて健康経営宣言」について
平成29年度は、知事署名文書を使用した文書勧奨を中心に、被保険者20人以上の事業所、被保険者10人から49人の事業所は77施設、その他、大規模事業所に限っては幹事職員による事業所訪問、外務医による事業所訪問等を実施している。

事業所情報
※データベースはアクセスにて作成
全事業所データベース 抽出ツール
いわて健康経営宣言 事業所抽出ツール
健康保険委員会 事業所抽出ツール

～勧奨状況のイメージ～

～宣言登録状況のイメージ～

～事業所データベースのイメージ～

②【宣言登録事業所拡大のための取組み】・・・文書および訪問による勧奨

文書による勧奨

「いわて健康経営宣言」が未宣言となっている事業所のうち、事業所データベースの情報に基づき下記対象に該当する事業所に対し、文書による勧奨を実施

対象	発送件数	実施時期	備考
被保険者数50人以上かつ盛岡市、紫波郡、岩手郡に所在地のある事業所	203事業所	平成30年5月	知事連名文書使用
被保険者数40人から49人かつ紫波郡、岩手郡に所在地のある事業所	14事業所	平成30年5月	知事連名文書使用
被保険者10人から49人かつ昨年度未勧奨の地域に所在地のある事業所	1,047事業所	平成30年8月	知事連名文書使用
被保険者50人から299人のうち「その他運輸業・総合工事業」の事業所	40事業所	平成30年8月	知事連名文書使用

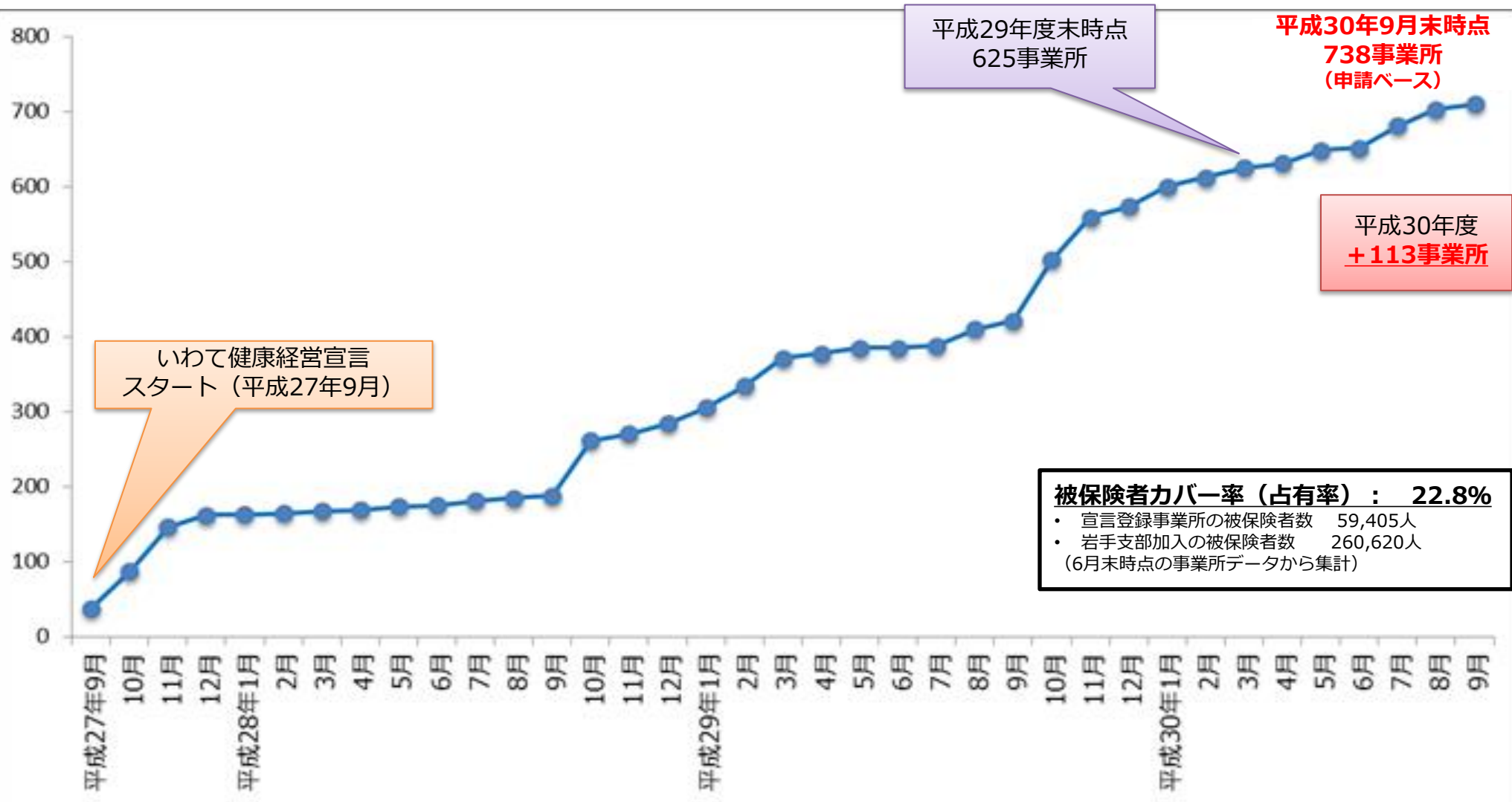
事業所訪問による勧奨

「いわて健康経営宣言」が未宣言となっている事業所のうち、被保険者数300人以上の大規模事業所に対し、幹部職員による事業所訪問を実施。また、上記文書による勧奨を行ったうち、一定期間経過後も未宣言である事業所に対し、外部委託による事業所訪問を実施

対象	訪問事業所数	実施時期	備考
幹部職員による事業所訪問	24事業所	平成30年6、7月	インセンティブ制度等も周知
外部委託による事業所訪問	157事業所	平成30年6、7月	

③【参考】…宣言登録事業所数の推移

平成30年度の目標である宣言登録事業所数「700事業所（累計）」については、上期で達成



健康経営啓発へ協定

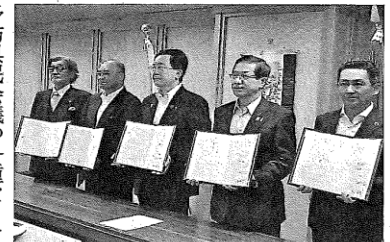
県とアクサ生命、本社など

県、全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部、県商工会議所連合会、アクサ生命保険(東京都)、岩手日報社の5者は6日、県内事業所が従業員の健康を守り生産性向上を図る「健康経営」の普及啓発で連携する協定を結んだ。健康経営実践支援会議(仮称)を設け、率先する事業所への本県独自の認定、表彰制度の創設などを探る。

達増知事、同支部の松本光一支部長、同連合会の谷村邦久会長と、アクサ生命保険の幸本智彦副社長兼チーフディストリビューションオフィサー、岩手日報社の東根千夫億社長が県庁で協定書を取り交わした。

元気な現役世代を増やすことで県民の健康寿命を延ばすのが目的。達増知事は「緊密に連携し、それぞれの強みを生かすことで、社会全体で働き盛り世代の健康を支える環境づくりが進む」と期待した。

5者はこれまで▽脳卒中



協定書を手にする(右から)幸本智彦副社長、谷村邦久会長、達増知事、松本光一支部長、東根千夫億社長

予防県民会議や各種セミナー▽働き方改革▽優良法人の認定▽啓発広報などに取り組んできた。協定を機にそれらを結び付け強化す

る。同会議では県民健康応援キャンペーンや専門アドバイザーの派遣、出前講座の展開、健康ポイント制度や関連融資制度の活用など具体策を検討し、県民運動に広げる。

連携強化を確認

アクサ生命と本社、アクサ生命保険の幸本智彦副社長兼チーフディストリビューションオフィサーは6日、盛岡市内丸の岩手日報社を訪れ、東根千夫億社長と懇談した。今回の協定に先行して両社が共同で展開してきた健康キャンペーンの強化を確認した。

幸本副社長は「アドバイザ」派遣などを通じ、職場の日常に健康を取り込むことができるよう手伝いたい。社員は会社の活力、ひいては地域の元気に「つながる」と強調。具体的な取り組みとして▽残業前の血圧測定▽自販機をヘルシーな商品に変更▽立ったままでの会議の励行などを例示した。

両社は2012年から共同で、岩手日報紙面などを同じ子宮頸がんや婦人病、脳卒中の予防キャンペーンを展開。他団体に賛同が広がり、協定に至った。

II. 「いわて健康経営宣言」事業の普及・拡大のための取組み (続き)

④【今後の取組みに向けて】…健康経営の推進にかかる連携について

健康経営の推進に向けた取組みを協働で進めることにより、県民の健康増進を図ることを目的に、岩手県、協会けんぽ岩手支部、岩手県商工会議所連合会、株式会社岩手日報社、アクサ生命保険株式会社の5者による「健康経営の推進にかかる連携協定」を締結いたしました。

■ 締結式の様子



協会けんぽ岩手支部 岩手県商工会議所連合会
 岩手日報社 松本支部長 岩手県 谷村会長 アクサ生命保険 東根社長 達増知事 幸本副社長

2.保健部門

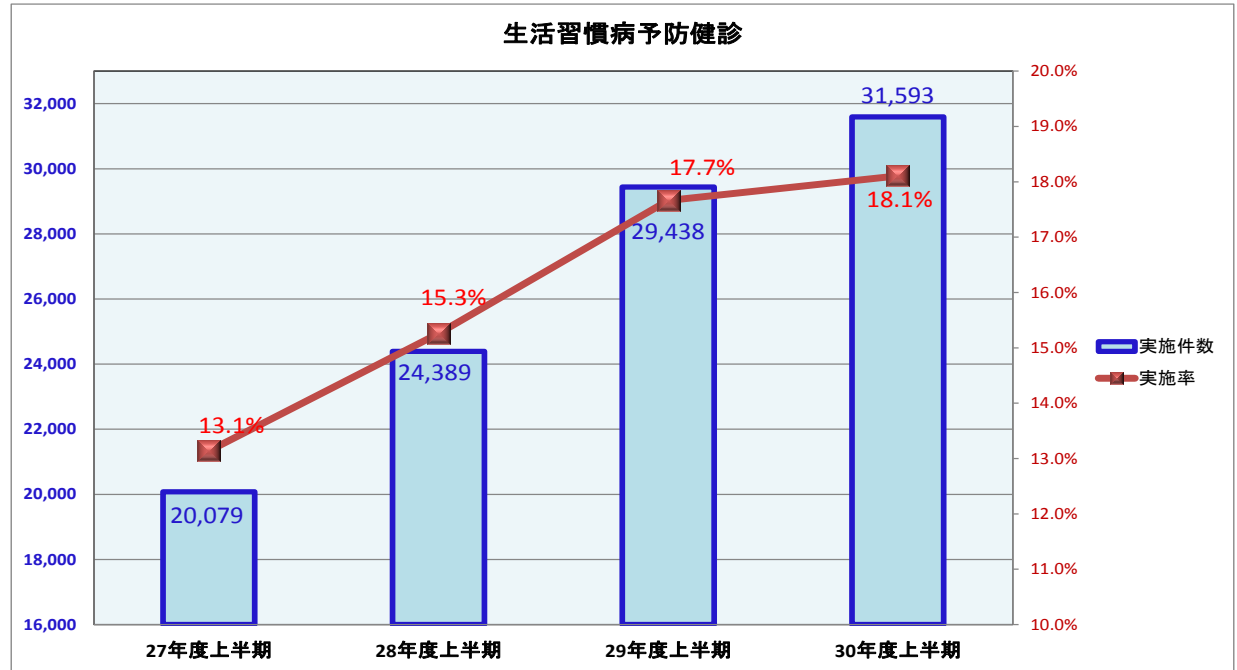
- I .特定健診実施状況
- II .特定保健指導実施状況
- III .重症化予防対策の実施状況

1. 生活習慣病予防健診

● 生活習慣病予防健診の年次推移（上半期）

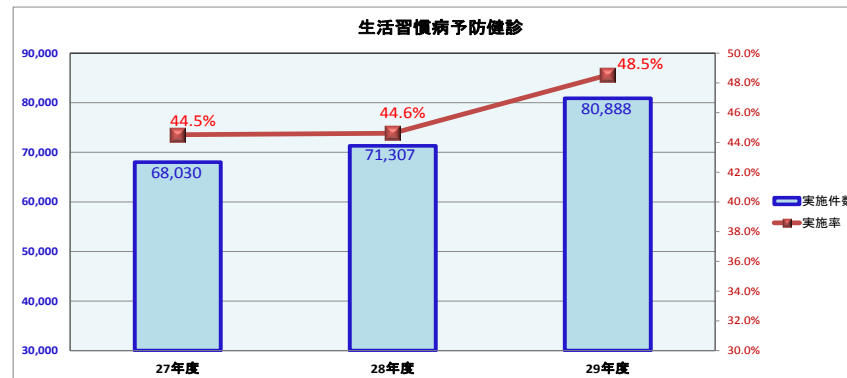
年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	152,832	20,079	13.1%
28年度上半期	159,843	24,389	15.3%
29年度上半期	166,686	29,438	17.7%
30年度上半期	174,491	31,593	18.1%

【30年度上半期目標】 【上半期実績】
 39,783人（22.8%） ⇒ 31,593人（18.1%）
 【K P I】50.8%



《参考》生活習慣病予防健診の年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	152,832	67,000	68,030	44.5%	101.5%
28年度	159,843	70,800	71,307	44.6%	100.7%
29年度	166,686	78,760	80,888	48.5%	102.7%



I. 特定健診実施状況（上半期）

1. 生活習慣病予防健診（つづき）

【生活習慣病健診を推進するための事業実施状況（主なもの）】

≪上期における実施状況≫

項目	実施状況
・実施機関へ、事業所に対する生活習慣病健診への切換え勧奨実施要請	・実施機関に対する実地調査（9か所）の際に、事業者健診の申し込みがあった事業所に対し、生活習慣病予防健診への切換え勧奨を行うよう要請。 ・実施機関会議（7月）においても、生活習慣病予防健診への切換え勧奨を行うよう要請（32機関に対し）
・実施機関増加の取り組み	・県外も含め、個別に健診実施機関に実施を打診し、1健診機関（仙台市・検診車保有）と契約締結に至った。（※正式な契約は、実地調査を経た上で今後締結。） ・また、他の健診実施機関（1機関）と、交渉中。
・実施機関における実施状況の管理	・健診実施機関に対し、今年度における毎月の健診実施予定数を提出してもらい、その予定数と実際の実施数、前年度との比較を行い、実施件数が伸び悩んでいる健診機関に対しては個別に打開策を協議できる体制を整えた。
・健診推進のための大規模健診機関との月次打合せ	・岩手支部の生活習慣病予防健診実施件数において、最も大きなシェアを持つ予防医学協会と毎月1回の打ち合わせを行い、実施状況の確認や、連携した件数増の方策の協議などを行う。

≪上期における課題≫

- ・新規実施機関が増え、全国的に見ても機関数は少なくないが、1機関あたりの実施件数が少なく、また、地域による偏在がある（特に沿岸地域に少ない）。
- ・生活習慣病予防健診への切換え勧奨の実施要請により、実施件数は伸びているものの、事業者健診を足した全体の健診実施件数は伸び悩んでいる（単に事業者健診から習慣病健診へ移行しただけになっている）。
- ・毎月の実施予定数の提出は受けたが、それぞれの健診機関における実施状況の把握や、分析、個別の助言や指導にまでは至らなかった。

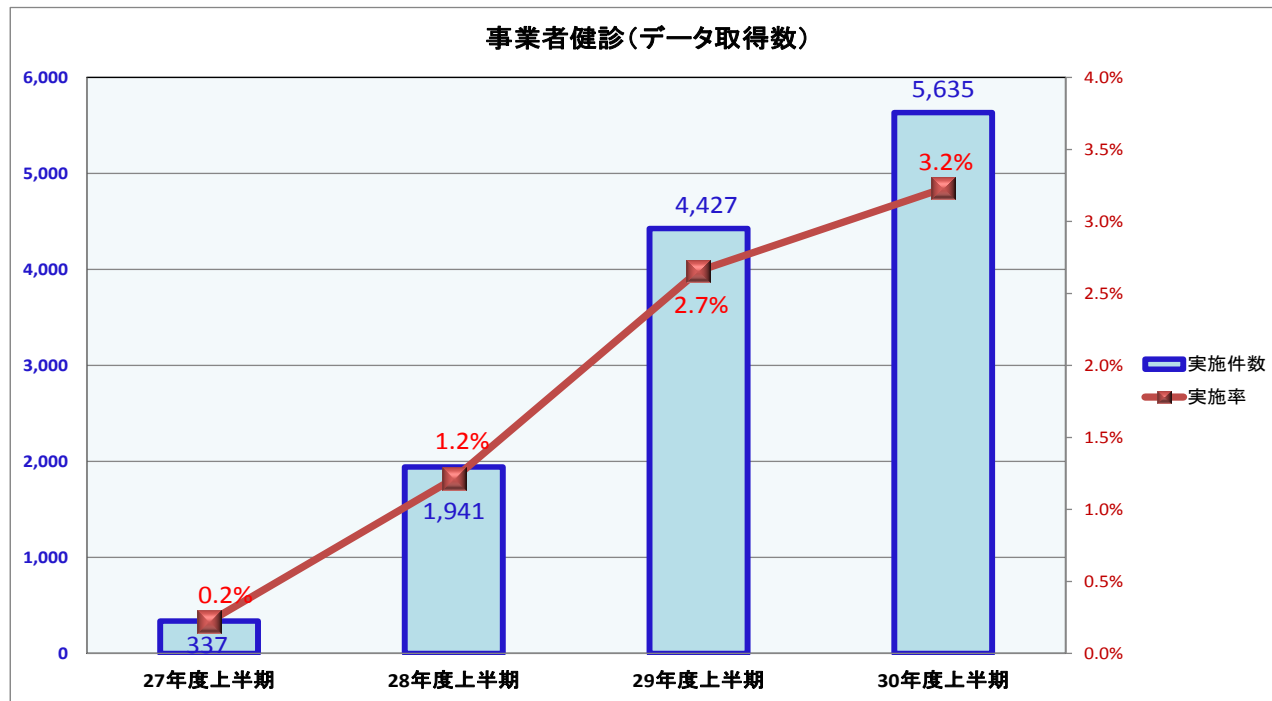
≪下期における対策（予定）≫

項目	対策内容
・新規事業所獲得のための実施機関への取り組み	・実施機関に対し、生活習慣病予防健診を受診していない、もしくは受診率が低い事業所のリストを提供し、新規事業所獲得のために活用してもらう。特に実施率が低い沿岸地域の事業所への営業を強化してもらう。
・実施機関ごとのきめ細やかな進捗管理、助言及び指示	・上半期に提出を受けた毎月の予定数をもとに、毎月の実施状況を確認し、予定数および前年度との比較を行い、実施件数が伸び悩んでいる実施機関に対してはその原因等の聞き取りを行うとともに、件数増に向けた方策の協議や助言、指示を行う。
・県内の大規模医療機関に対する習慣病健診実施要請	・岩手県内の大規模医療機関（病床数20床以上の病院）に対し、実施要請文書とアンケートを送付。そのアンケート結果に応じて個別に電話および訪問により、実施の要請を行う。

2. 事業者健診

● 事業者健診（結果取得状況）の年次推移（上半期）

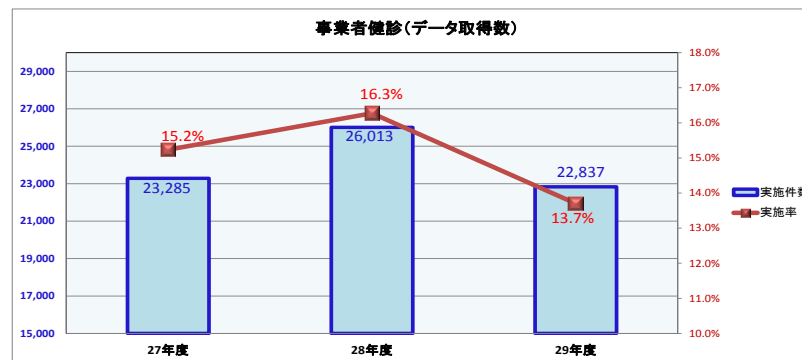
年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	152,832	337	0.2%
28年度上半期	159,843	1,941	1.2%
29年度上半期	166,686	4,427	2.7%
30年度上半期	174,491	5,635	3.2%



【30年度上半期目標】 【上半期実績】
 10,469人（6.0%）⇒5,635人（3.2%）
 【K P I】17.0%

≪参考≫事業者健診（結果取得状況）の年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	152,832	38,500	23,285	15.2%	60.5%
28年度	159,843	46,800	26,013	16.3%	55.6%
29年度	166,686	50,200	22,837	13.7%	45.5%



I. 特定健診実施状況（上半期）

2. 事業者健診（つづき）

【事業者健診を推進するための事業実施状況（主なもの）】

《上期における実施状況》

項目	実施状況
・労働局との連名勧奨文書の送付	・労働局との連名により、事業者健診結果提供に関する同意書及び健診結果の写しの提出勧奨文書を送付（2,812事業所）。
・データ作成、提供契約機関の増加の取り組み	・生活習慣病予防健診実施機関に対し29年度下期において実施した、事業者健診結果データ提供の意向アンケートに基づき、提供の意向がある健診機関に対し交渉を行い、1機関と契約を締結。また、他の1機関との交渉の結果、今年度の契約には至らなかったが、来年度は契約締結の意向である旨、回答をいただいた。 ・県外の健診機関で、岩手県所在の事業所の事業者健診実施件数が多い、県外の健診機関に対し提供契約締結の交渉を行い、契約締結に至った（9月1日付）。

《上期における課題》

- ・事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが進んでいるとはいえ、岩手県においてはいまだに事業者健診を受診している事業所の割合が多く、その健診結果について、更なる提供を受けることが岩手支部の受診率を上げるうえで重要である。
- ・健診結果データの提供契約を締結している健診機関の更なる増加。

《下期における対策（予定）》

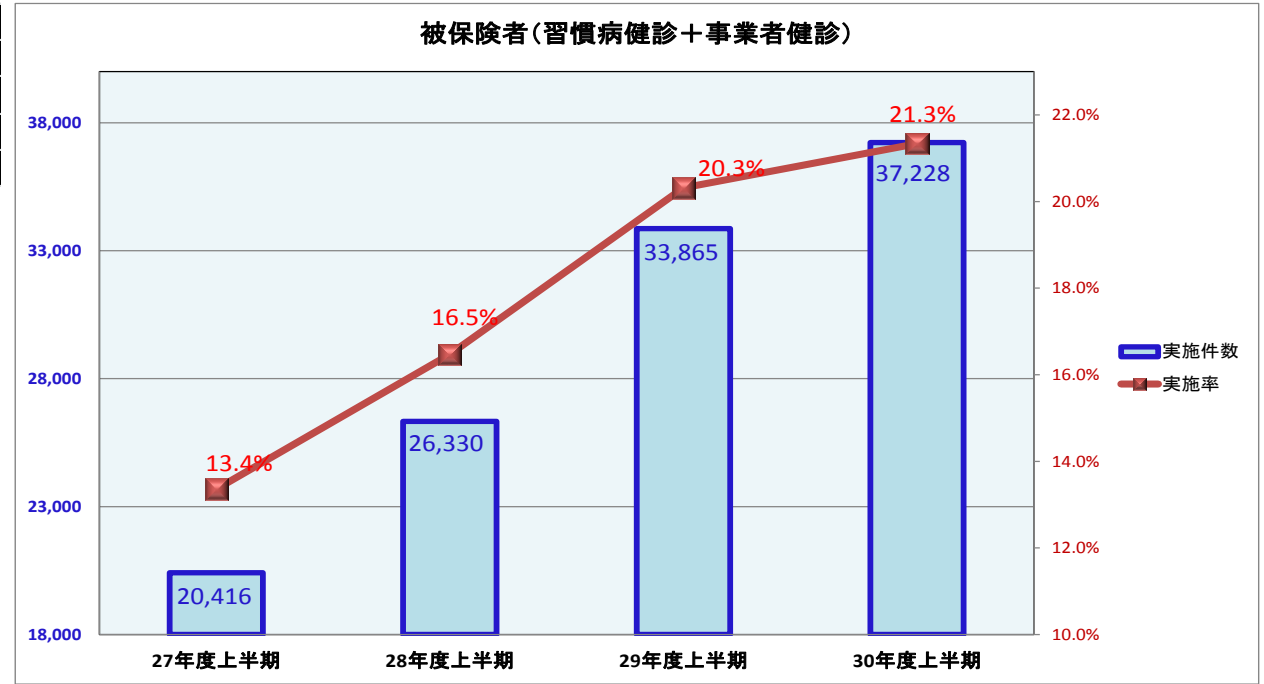
項目	対策内容
・結果データ提供契約締結の更なる交渉の実施	・県外にも視野を広げた、健診データ提供契約締結の更なる交渉（特に、県外の健診機関でその県の支部とデータ提供契約を締結している大規模健診機関に対して、アプローチを行う）。
・社会保険労務士会と連携した事業所に対する勧奨	・事業所からの信頼が厚い、社会保険労務士会と連携し、担当労務士により事業所に対する健診結果提供に関する同意書及び健診結果の写しの提供勧奨を実施する。
・事業所に対する個別の健診結果提供の勧奨	・昨年度も健診結果の写しの提供があった事業所に対し、今年度の健診結果の写しの提供勧奨文書の送付を行う。

I. 特定健診実施状況（上半期）

3. 習慣病予防健診＋事業者健診

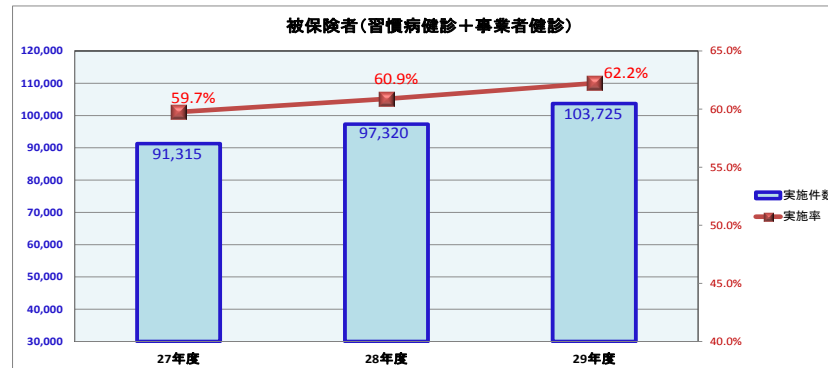
● 習慣病予防健診＋事業者健診（結果取得状況）の年次推移（上半期）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	152,832	20,416	13.4%
28年度上半期	159,843	26,330	16.5%
29年度上半期	166,686	33,865	20.3%
30年度上半期	174,491	37,228	21.3%



《参考》習慣病予防健診＋事業者健診（結果取得状況）の年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	152,832	105,500	91,315	59.7%	86.6%
28年度	159,843	117,600	97,320	60.9%	82.8%
29年度	166,686	128,980	103,725	62.2%	80.4%

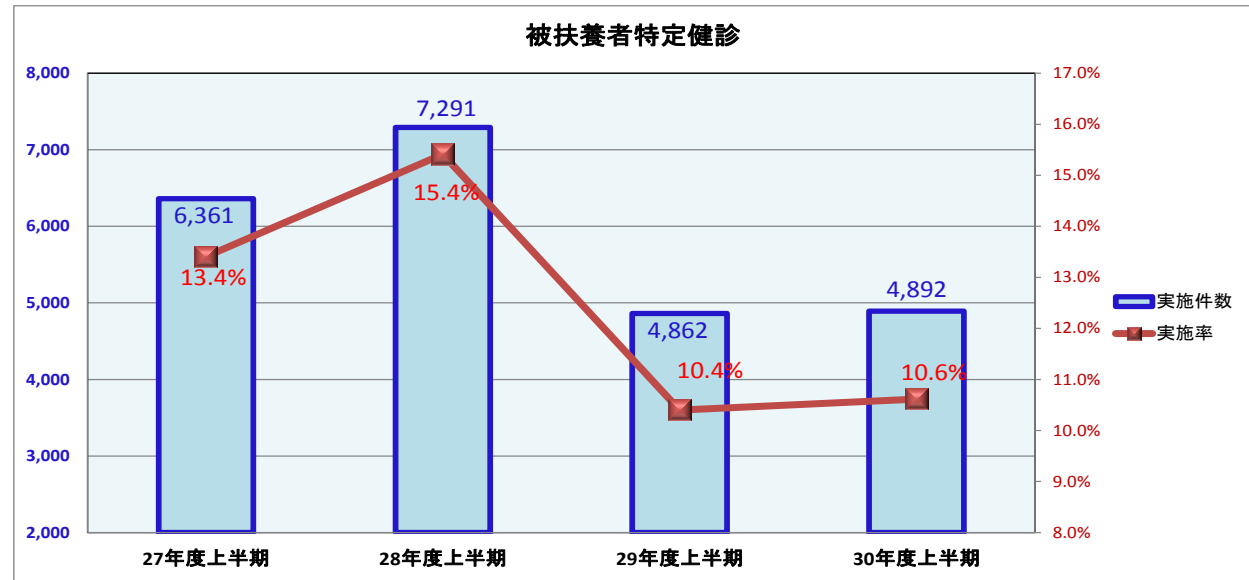


4. 被扶養者の特定健診

● 被扶養者特定健診の年次推移（上半期）

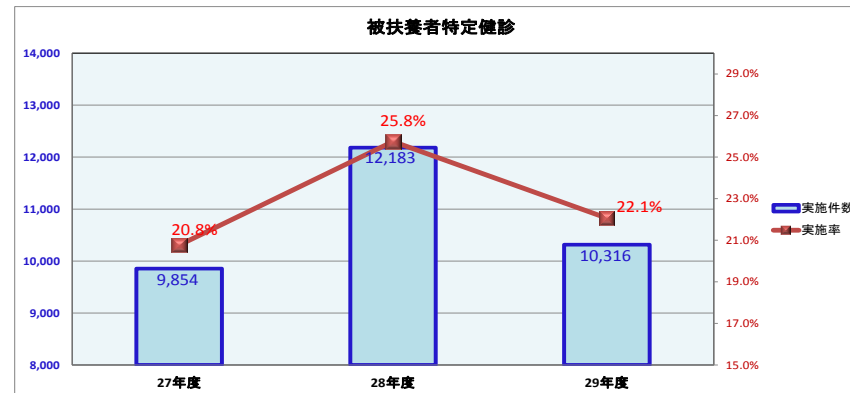
年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	47,448	6,361	13.4%
28年度上半期	47,307	7,291	15.4%
29年度上半期	46,752	4,862	10.4%
30年度上半期	46,095	4,892	10.6%

【30年度上半期目標】 【上半期実績】
 7,098人（15.4%）⇒4,892人（10.6%）
 【K P I】25.9%



《参考》被扶養者特定健診の年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	47,448	10,300	9,854	20.8%	95.7%
28年度	47,307	10,700	12,183	25.8%	113.9%
29年度	46,752	11,150	10,316	22.1%	92.5%



4. 被扶養者の特定健診（つづき）

【被扶養者の特定健診を推進するための事業実施状況（主なもの）】

《上期における実施状況》

項目	実施状況
・市町村の集団健診の実施時期に合わせ、受診勧奨ダイレクトメールを送付	前年度に特定健診未受診かつ今年度も未受診の被扶養者に対し、7月～9月にかけて受診勧奨ハガキを送付。 <ul style="list-style-type: none"> ・（7月）釜石市・二戸市・遠野市・奥州市・・・4市合計 4,671名 ・（9月）一関市・・・2,002名

《上期における課題》

・岩手支部における被扶養者の特定健診受診率は東北の支部で下から2番目（28年度）と低迷しており、中でも沿岸部・県北部の受診率の低さが目立つため、検診車による巡回健診を実施する等、被扶養者の受診拡大策をさらに推進していく必要があると考える。

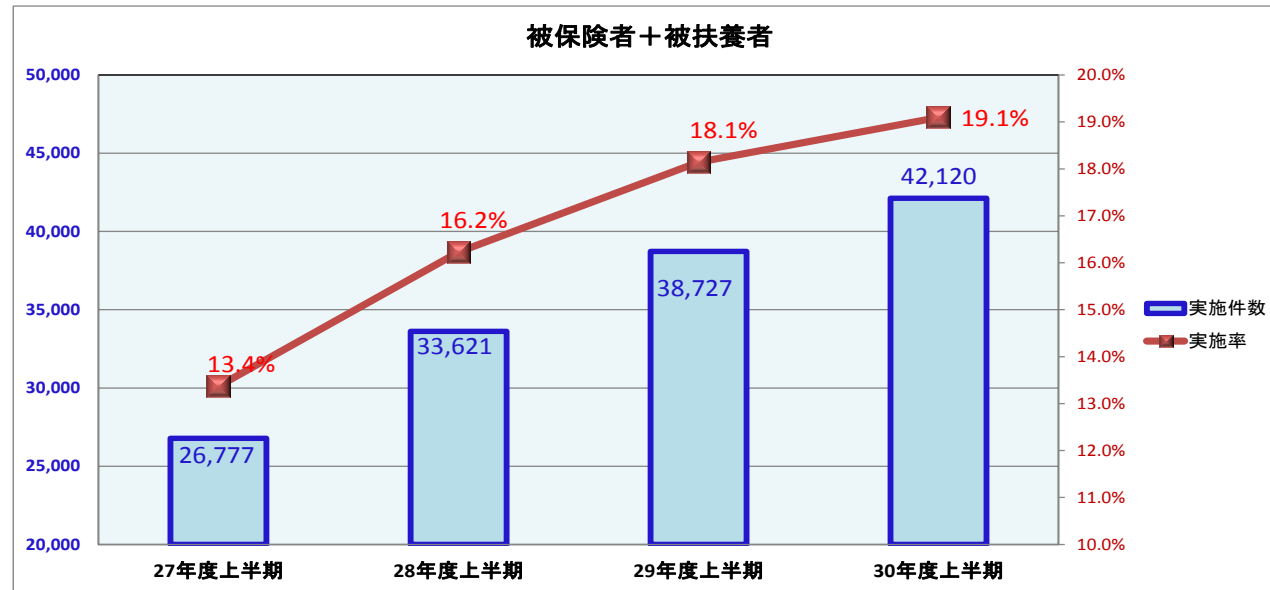
《下期における対策（予定）》

項目	対策内容
・市町村の集団健診実施時期に合わせた受診勧奨ダイレクトメールの送付	<ul style="list-style-type: none"> ・10月・・・宮古市、紫波町、北上市（送付対象者：約3,100名） ・11月・・・遠野市、陸前高田市、大船渡市、花巻市、矢巾町（送付対象者：約2,500名）
・船員保険部との共催による集団健診の実施	・沿岸・県北部の受診拡大策として、船員保険部が船保加入者に実施する巡回健診と共催で特定健診を実施。 ※11月下旬に久慈市、洋野町、宮古市、大船渡市で実施予定。（案内通知対象者：2,000名程度）
・過去2年間未受診者に対するダイレクトメールの送付	・本部から提供される勧奨対象者データを基に、平成28年度以降未受診の者に対して、受診勧奨ダイレクトメールを送付予定。（送付時期：11月下旬～12月）
・支部独自の集団健診の実施	・検診車による集団健診を実施していただく健診機関を募集の上、集団健診を実施していない市町村もしくは受診率の低い地域において、オプション健診を含めた集団健診を実施予定。（実施時期：2月または3月）

5. 被保険者＋被扶養者合計

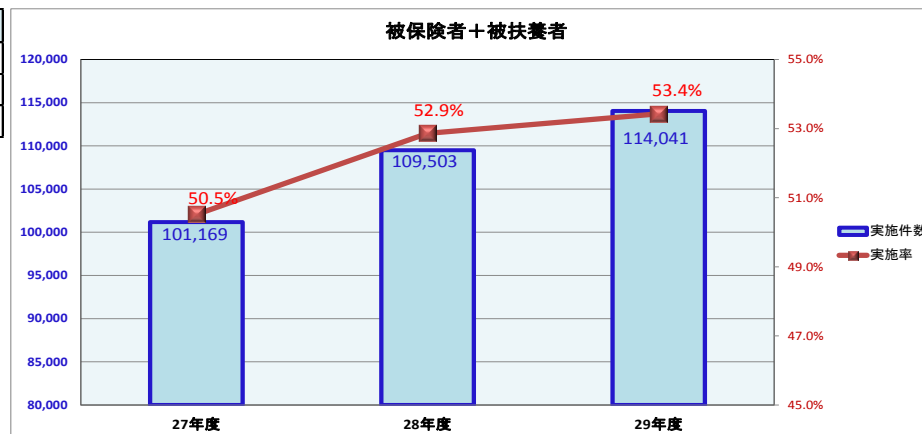
● 被保険者＋被扶養者合計の年次推移（上半期）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	200,280	26,777	13.4%
28年度上半期	207,150	33,621	16.2%
29年度上半期	213,438	38,727	18.1%
30年度上半期	220,586	42,120	19.1%



《参考》被保険者＋被扶養者合計の年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	200,280	115,800	101,169	50.5%	87.4%
28年度	207,150	128,300	109,503	52.9%	85.3%
29年度	213,438	140,130	114,041	53.4%	81.4%

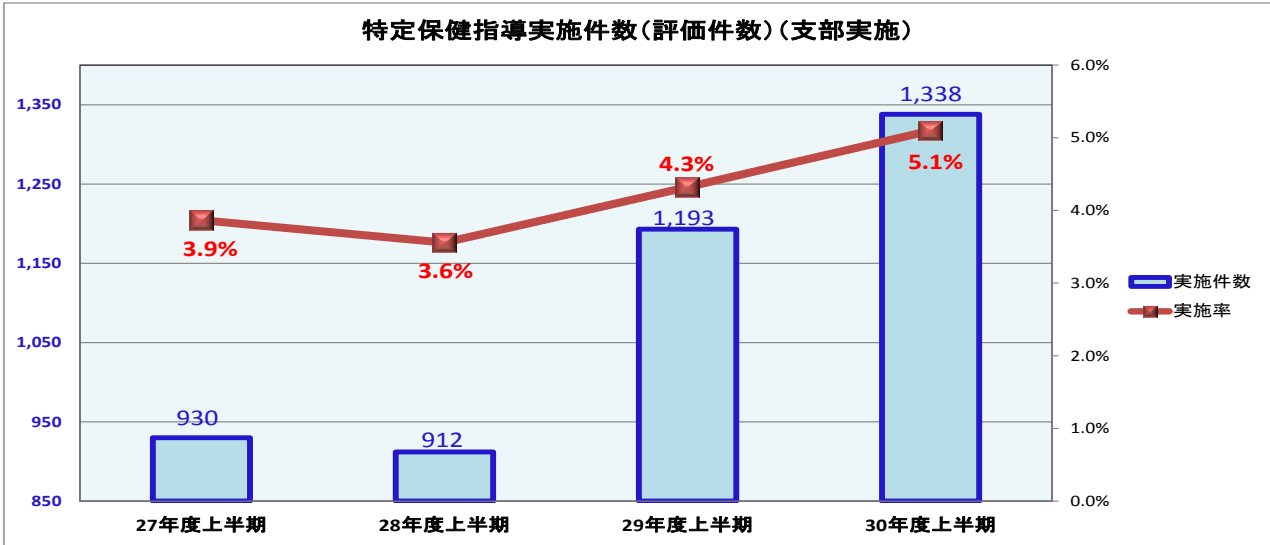


Ⅱ. 特定保健指導実施状況（上半期）

● 特定保健指導の年次推移（上半期）

「被保険者」 実施件数（評価件数）（支部実施分）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	24,054	930	3.9%
28年度上半期	25,636	912	3.6%
29年度上半期	27,601	1,193	4.3%
30年度上半期	26,241	1,338	5.1%



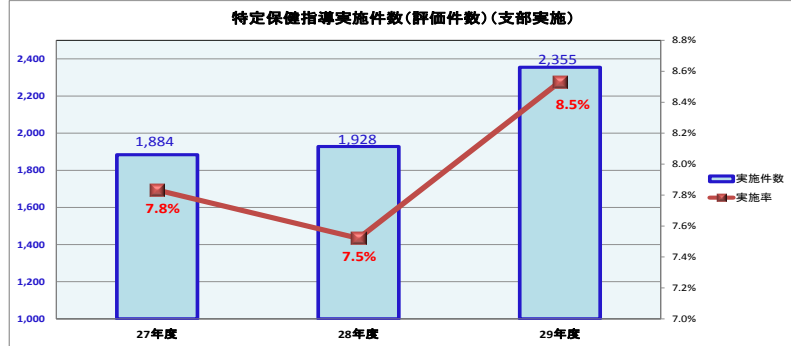
【30年度上半期目標】 【上半期実績】
 1,814人 (6.5%) ⇒ 1,476人 (5.3%)

【K P I】14.6%

(※以上の数値は、支部実施分、アウトソース分、また、被保険者、被扶養者を合計したものを。)

「参考」 年次推移

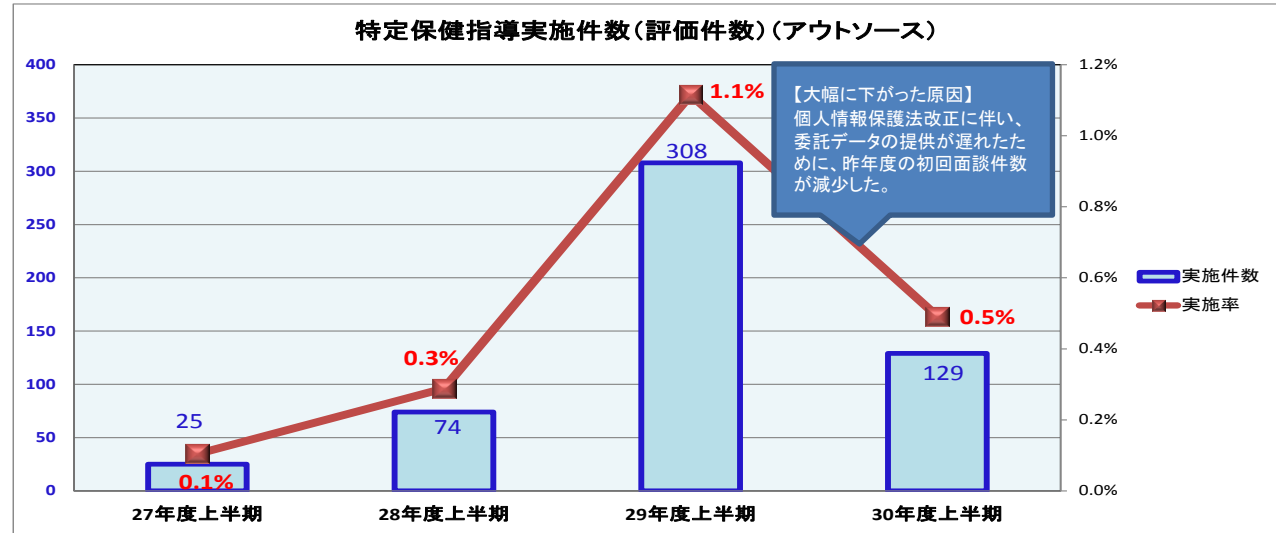
年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	24,054	3,099	1,884	7.8%	60.8%
28年度	25,636	2,908	1,928	7.5%	66.3%
29年度	27,601	3,135	2,355	8.5%	75.1%



● 特定保健指導の年次推移（上半期）

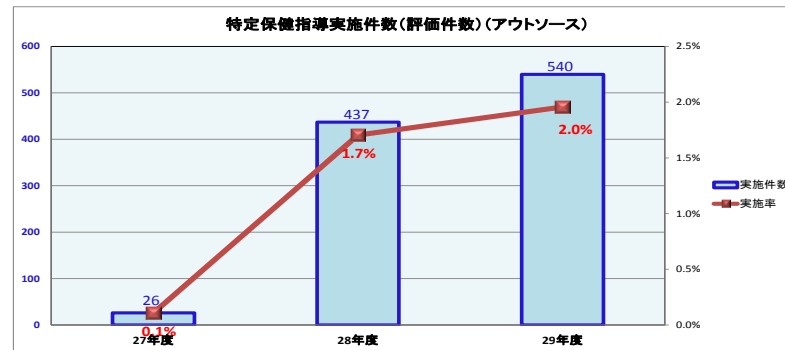
《被保険者》 実施件数（評価件数）（アウトソース分）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	24,054	25	0.1%
28年度上半期	25,636	74	0.3%
29年度上半期	27,601	308	1.1%
30年度上半期	26,241	129	0.5%



《参考》 年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	24,054	360	26	0.1%	7.2%
28年度	25,636	900	437	1.7%	48.6%
29年度	27,601	1,016	540	2.0%	53.1%

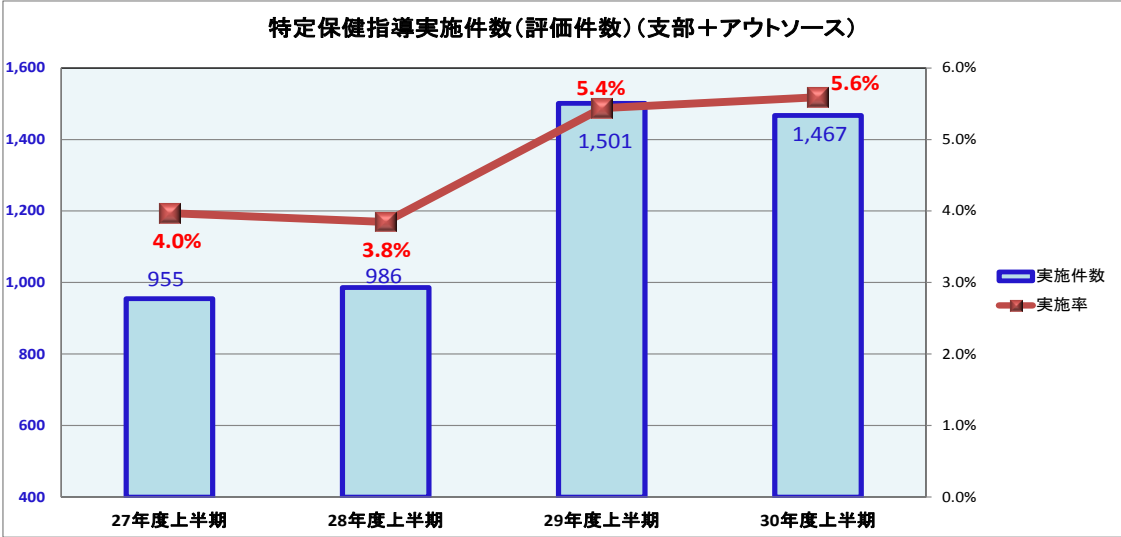


Ⅱ. 特定保健指導実施状況（上半期）

● 特定保健指導の年次推移（上半期）

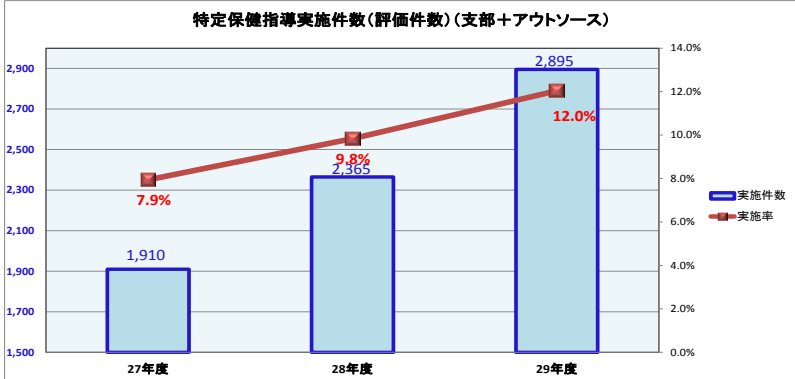
「被保険者」 実施件数（評価件数）（支部実施分+アウトソース分）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	24,054	955	4.0%
28年度上半期	25,636	986	3.8%
29年度上半期	27,601	1,501	5.4%
30年度上半期	26,241	1,467	5.6%



「参考」 年次推移

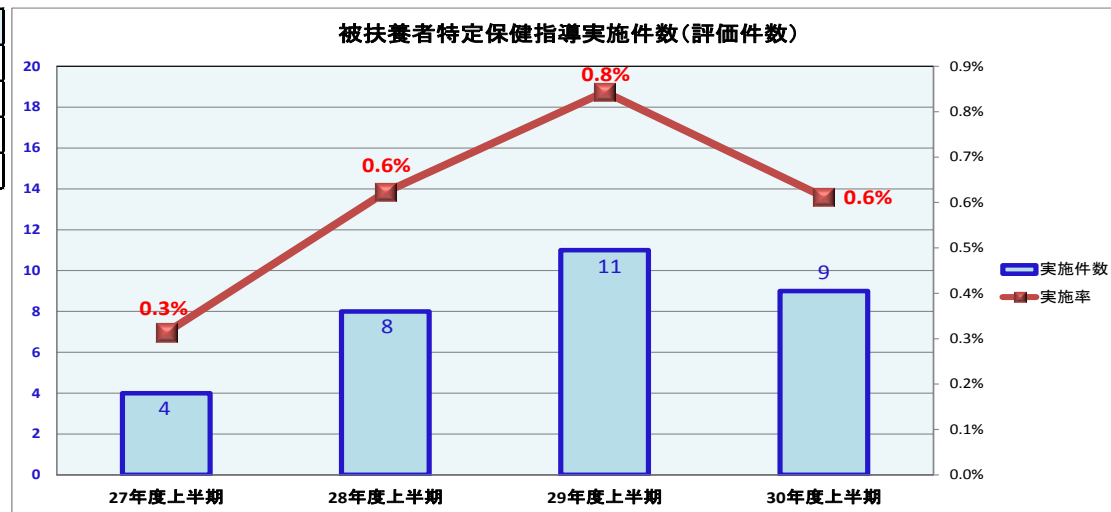
年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	24,054	3,459	1,910	7.9%	55.2%
28年度	25,636	3,808	2,365	9.8%	62.1%
29年度	27,601	4,151	2,895	12.0%	69.7%



● 特定保健指導の年次推移（上半期）

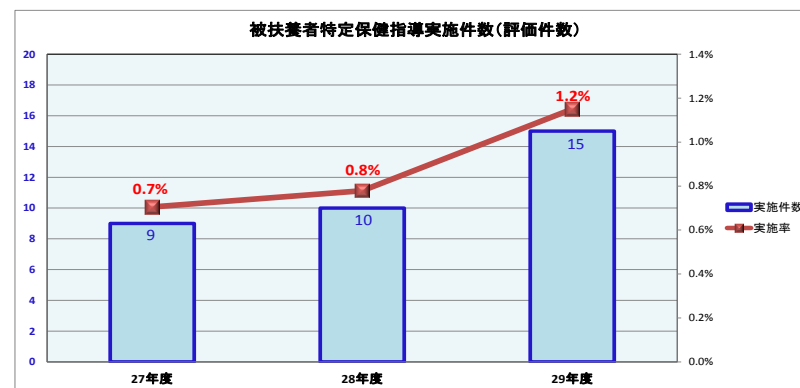
「被扶養者」 実施件数（評価件数）

年度	対象者数	実施件数	実施率
27年度上半期	1,277	4	0.3%
28年度上半期	1,284	8	0.6%
29年度上半期	1,304	11	0.8%
30年度上半期	1,470	9	0.6%



「参考」 年次推移

年度	対象者数	目標数	実施件数	実施率	目標達成率
27年度	1,277	60	9	0.7%	15.0%
28年度	1,284	77	10	0.8%	13.0%
29年度	1,304	78	15	1.2%	19.2%



Ⅱ. 特定保健指導実施状況（上半期）

【特定保健指導を推進するための事業実施状況（主なもの）】

◀ 上期における実施状況（自支部分） ▶

	項目	実施状況
被保険者分	拒否事業所への支部幹部職員による事業所訪問	健康経営宣言をしている事業所で特定保健指導の受け入れ状況の悪い事業所に対し、訪問勧奨を行った。9月末現在、6事業所訪問。
	一斉発送による保健指導案内の送付	これまで案内を送付していない事業所（597事業所、1,375人）に対し、一斉に特定保健指導の案内を発送（3,6月。実施は4月以降）。その結果、257人（18.7%）に対し特定保健指導を実施。
被扶養者分	利用券の送付時に勧奨パンフレットを同封する	利用券の発送は今年度は8月から開始。支部近郊にお住いの方には、支部でも面談できる旨のチラシを同封し発送している。9月末現在370名に送付、うち支部近郊106名。

◀ 上期における実施状況（外部委託分） ▶

項目	実施状況
直営指導者不在地区・休日夜間等の指導希望事業所の専門機関への委託	年度当初から委託契約を結び、9月末現在、月平均で昨年度を上回る240名ほど委託している。定期連絡会を実施し、進捗状況を確認している。

◀ 上期における課題 ▶

- ・事業所に訪問案内を出しているが、受け入れ率が5割を若干上回る数値（54.0%）に留まっている。
- ・事業所および対象者個人の意識改革が必要と考える。

◀ 下期における対策（予定） ▶

分類	項目	対策内容
自支部分	被保険者分 拒否事業所への支部幹部職員による事業所訪問	上期に引き続き、拒否事業所へ訪問勧奨を行う（目標月5事業所）
	拒否事業所の対象者あてに直接案内文書を送付	支部での面談もしくは、公民館等を活用し、そこで出張面談を実施
被扶養者分	支部独自健診時に特定保健指導を実施	11月下旬に沿岸・県北部で船員保険部と共催で特定健診を実施予定のため、同日同会場で特定保健指導を実施
外部委託分	直営指導者不在地区・休日夜間等の指導希望事業所の専門機関への委託	対象者については、確実に委託する。事業者健診の結果データを取得できた事業所の対象者についても該当地区については委託する
	委託契約健診機関との定期連絡会の開催（健診当日の初回面談数の拡大）	定期連絡会を実施し、状況の把握と実施増に向けた対策を行う

【重症化予防対策を推進するための事業実施状況（主なもの）】

【30年度上半期目標】 3ヶ月以内の受診者数61名（11.1%）⇒【上半期実績】 33名（5.9%）

【KPI】11.1%

≪上期における実施状況≫

項目	実施状況
未治療者への受診勧奨	血圧および空腹時血糖・HbA1cの値 該当者へ2次勧奨（文書）549名、電話勧奨10名
糖尿病性腎症重症化予防	・該当者815名へプログラム案内文を送付し利用勧奨実施 ・連絡先の記載のあった該当者へ委託先からプログラム利用の電話勧奨の実施

≪上期における課題≫

- ・未治療者の受療については、複数回の勧奨を行っているが、受療行動に至る割合をさらに高めるためには、効果的なアプローチ方法を検討し、対策を検討する必要がある。
- ・糖尿病性腎症重症化予防については、専門機関への委託を開始し利用勧奨を予定している。プログラムの利用につなげるための勧奨等、連携先と連携し円滑に進めていく必要がある。

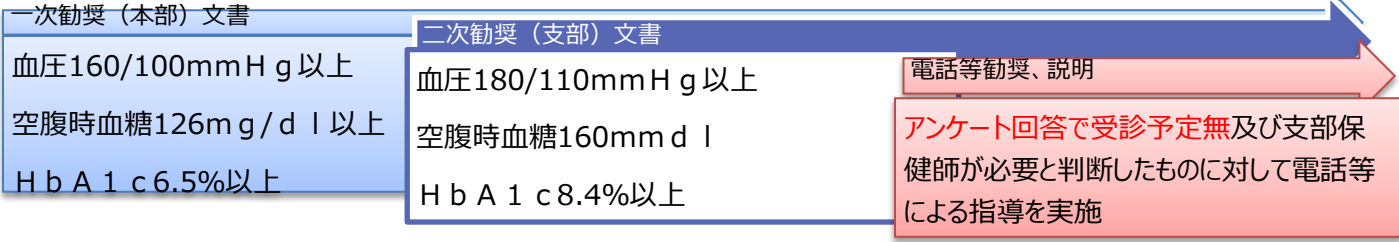


≪下期における対策（予定）≫

項目	対策内容
未治療者への受診勧奨	・該当者への1次勧奨の継続実施・・・月1回 本部 ・該当者への2次勧奨の継続実施・・・文書、アンケート回答者のうち受診予定無の者等への電話勧奨
糖尿病性腎症重症化予防	・委託先との連携強化により、利用勧奨の強化 ・利用開始者への継続支援

Ⅲ.重症化予防対策の実施状況（上半期）

未治療者への受診勧奨の取り組み（実施状況）



年度	健診者数	一次勧奨数 本部 (勧奨対象者率)	二次勧奨数 支部 (勧奨対象者率)
平成27年度	68,520	2,890 (4.2%)	824 (1.2%)
平成28年度	73,381	2,477 (3.4%)	929 (1.3%)

糖尿病性腎症重症化予防の取り組み（実施状況）※委託実施

事業の目的・概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病が重症化するリスクの高い、未治療者・治療中断者に、関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけ、腎不全、人工透析への移行を防止する ● 盛岡市近郊は、盛岡市医師会と連携し利用希望者に専門医紹介・その他地域は委託機関が対象者を通し連携 ● 受診後、<u>委託機関糖尿病専門保健師</u>が、主治医と連携し6ヶ月間生活指導を実施 		
選定基準 岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの選定基準による(H29.11策定)	<p>*アまたはイまたはウに該当</p> <p><u>ア:空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上</u></p> <p><u>イ:HbA1c(NGSP)6.5%以上</u></p> <p><u>ウ:糖尿病性腎症等で通院する患者のうち重症化するリスクが高く、かかりつけ医が保健指導が必要と認めた患者(尿アルブミン・尿蛋白・eGFR等により腎機能低下を認め、患者が保健指導参加へ同意している)</u></p>		
実施時期	通年	内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文書送付後、<u>委託機関による個別電話勧奨</u> ○ 利用希望の場合、盛岡市は岩手支部に申請。医師会の紹介により受診先決定後委託機関と主治医が連携。以外は委託機関と主治医が連携。 ○ 受診後、初回面談～6ヶ月間主治医等と連携し生活指導を実施。 ○ 翌年の健診結果で評価
実施状況	平成29年度健診分(H30年上期) 該当者 815名へプログラム案内を送付 委託先と連携し勧奨業務を実施 申込者数0名		

3.業務部門

限度額適用認定証の利用拡大

背景

加入者にとって医療機関窓口で自己負担限度額を超える高額な医療費を一時的にでも支払うことは大きな負担であり、限度額適用認定証の利用促進は、加入者の負担軽減とサービス向上のための重要な位置づけとされている。

平成30年度事業計画および保険者機能強化アクションプラン(第4期)では、基盤的保険者機能として限度額適用認定証の利用促進が設定されており、高額療養費制度の利便性向上と加入者の医療機関窓口での負担軽減に向けて限度額適用認定証の利用を促進し、全支部で目標値(KPI)83%以上を目指すこととしている。

岩手支部の現状としては、平成29年度における限度額適用認定証の利用割合は80%であり、平成30年度の目標値(KPI)に到達していない。また、平成27年度で85%であったものが平成28年度からは80%となり、以後その状態が続いている。高額療養費未請求者への勧奨業務を強化した経過があるとしても、早期に改善が求められる。

平成30年度事業計画および保険者機能強化アクションプラン(第4期)より 抜粋

基盤的保険者機能関係

⑥ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83%以上とする。

上期の実施内容

- 平成30年2月 20床以上の医療機関(91カ所)に対し、申請書一体型リーフレットおよび提出用封筒を送付。
- 平成30年4月～ 支部から送付した申請書一体型リーフレットの利用件数を、医療機関ごとに記録開始。
- 平成30年5～6月 医療機関6カ所を訪問のうえ事務担当者へ利用拡大に向けた協力依頼を行う。
また、意見交換により現場実態を確認し、下期の対策検討の参考とする。



下期の実施内容(予定)

- 平成30年10月 **医療機関**ごとの限度額認定証の利用状況を調査・分析。
- 平成30年11月 **医療機関**数カ所を訪問のうえ事務担当者へ利用拡大に向けた協力依頼を行う。
また、上期同様に意見交換により現場実態を確認する。
- 平成30年10月 **市町村自治体**に対し、高額療養費の委任払に関して限度額認定証の利用にかかる協力を依頼する。
～平成31年3月 (協力可能の際には実施時期に向けて調整開始)・・・次ページ参照
- 平成30年12月 次年度に向けたポスター等の広報準備・・・31年度は医療機関にポスター配付
～平成31年2月

自治体への協力依頼(10月より実施)

(事業の目的)

高額療養費の委任払いを多数取り扱う市町村自治体において、限度額適用認定証の利用が可能な人がいる場合は、加入者に対して支部と自治体が連携しながら、限度額適用認定申請書の提出を勧奨する。

これにより限度額適用認定証の利用拡大および高額療養費の支給申請の省略可を図る。

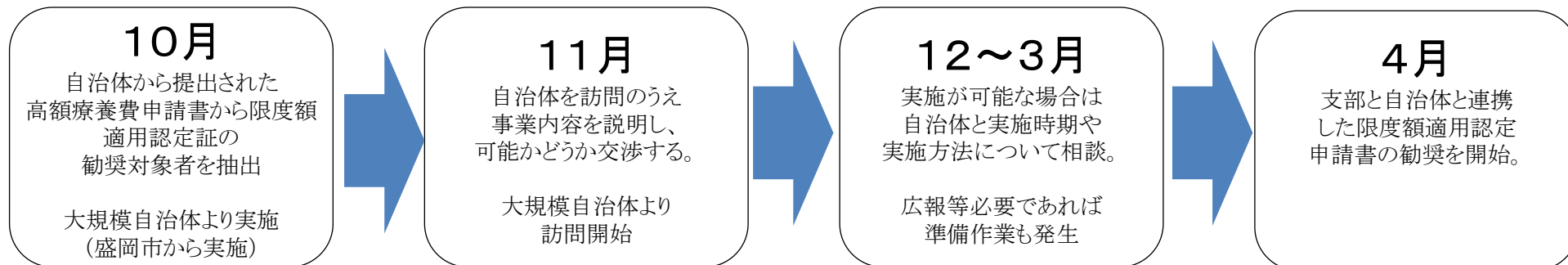
(期待される効果)

- 限度額適用認定証の利用拡大。
- 高額療養費支給申請が不要となることで、手続省略によるサービス向上。
- 自治体における多数該当等の確認など記録照会件数の縮小および支部における事務の効率化・簡素化。

(目標)

- 平成31年4月から開始

事業の流れ

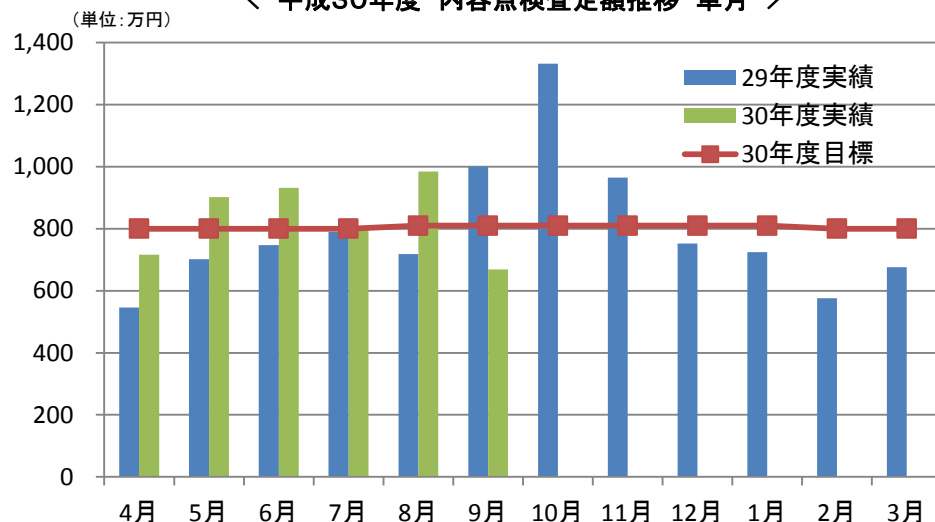


4.レセプト部門

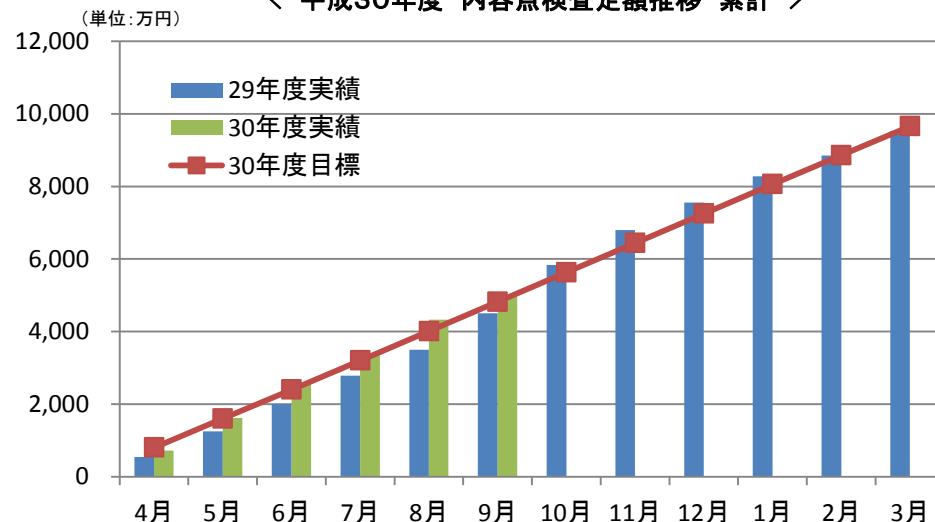
- I.効果向上計画に対する実施状況
- II.内容点検査定額速報値
- III.平成25～30年度内容点検査定額実績
- IV.時間外等加算制度の周知による適正受診促進事業

	実施施策	平成30年度上半期の主な取り組み
1	全点検員による自動点検マスタメンテナンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果を基にマスタメンテについて検証(再審件数:3,196件) ・通常マスタと低薬価マスタによる自動点検2回実施 ・他支部マスタによる自動点検実施およびマスタメンテナンス
2	自動点検から開始する点検スケジュールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自動点検にかかる点検期間を4日、汎用任意抽出による点検期間を5日、単月・横縦覧・突合点検期間を8日、管理表査定事例を点検
3	歯科レセプトの自動点検等システムを活用した点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・点検数:4,878件、再審査件数:210件 ・他支部マスタによる自動点検実施およびマスタメンテナンス
4	汎用任意抽出テンプレートの共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用任意抽出のテンプレートの効率化を検討 ・他支部とのテンプレート交換による点検実施 ・他支部テンプレート有効性の検証およびメンテナンス実施
5	点検員のスキルアップのための勉強会設置(月2回(16時間))	<ul style="list-style-type: none"> ・各点検員ごとに自支部自動点検マスタを精査し、ミーティングにて意見交換を実施(月次) ・各自抽出した他支部事例について情報共有を実施(月次) ・審査指導医から指導いただいた事例を共有(月次) ・原審・査定・返戻事例等(一人1事例)を持ち寄って結果の検証と共有(月次) ・本部研修への参加と支部での伝達研修、また、外部講師による支部独自研修を実施(7月) ・診療報酬改正にかかる知識の習得
6	行動計画の目的や内容及び実施状況に関する点検員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・全点検員に毎月個人面談を実施 (目標値と査定結果の確認、全国点検実績と内容点検査定額内訳および平成29~30年度査定傾向を検証し、今後の点検方針を指導)
7	支払基金との協議強化	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会で査定と異なる事例について支払基金と協議(月次) ・支部協議において解消できなかった事例について、協会本部を経由し支払基金本部へ照会(H30.7・9登録)

＜ 平成30年度 内容点検査定額推移 単月 ＞



＜ 平成30年度 内容点検査定額推移 累計 ＞

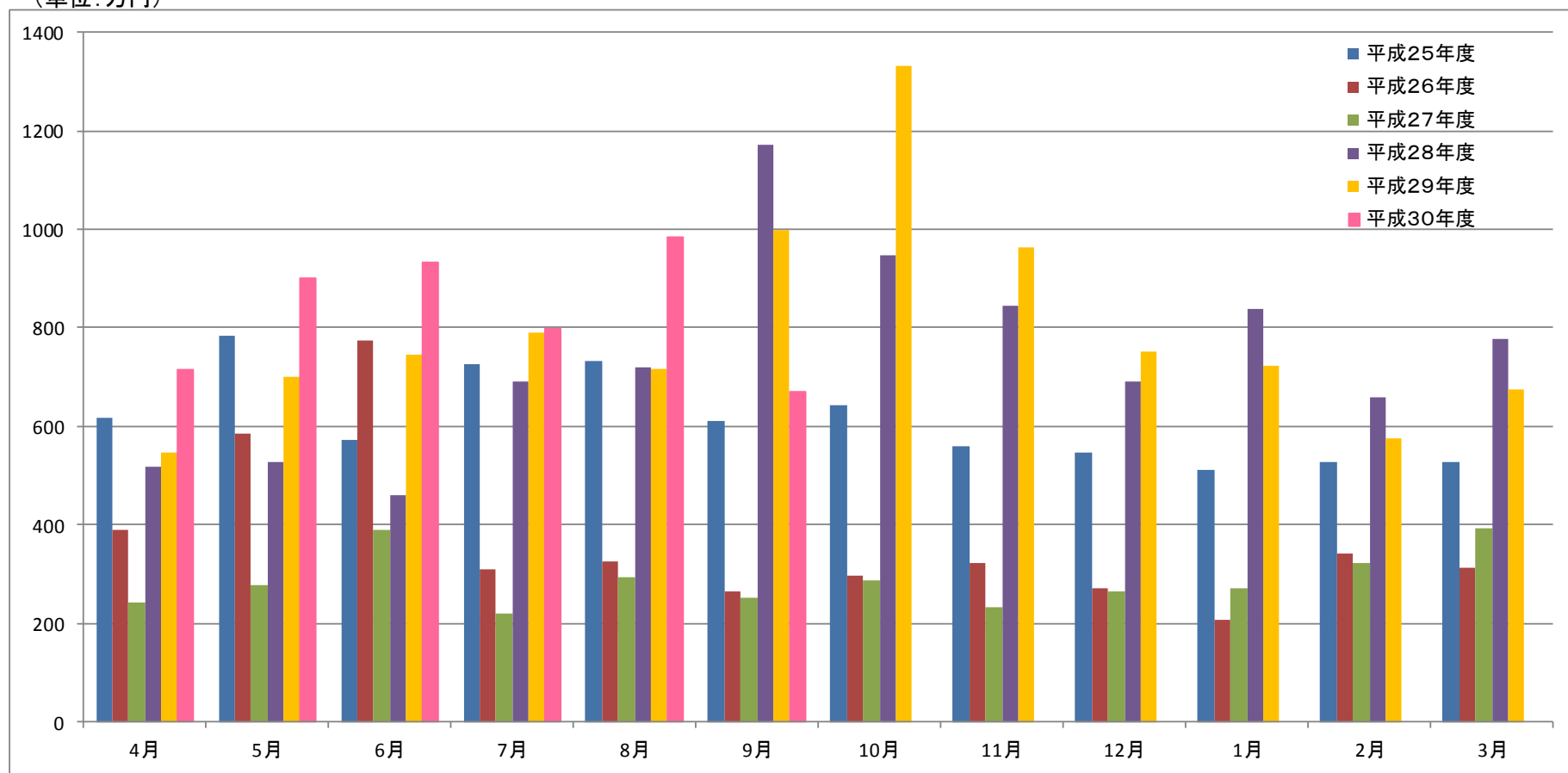


■ 30年度査定額推移 単位:万円							累計		
月	29年度実績	30年度目標	30年度実績	増減	目標比	29年度実績	30年度目標	30年度実績	
4月	546	800	716	170	-84	546	800	716	
5月	702	800	902	200	102	1,249	1,600	1,618	
6月	747	800	932	185	132	1,996	2,400	2,550	
7月	789	800	797	8	-3	2,786	3,200	3,348	
8月	718	810	984	266	174	3,503	4,010	4,332	
9月	1,000	810	669	-331	-141	4,503	4,820	5,002	
10月	1,332	810				5,835	5,630		
11月	965	810				6,801	6,440		
12月	752	810				7,553	7,250		
1月	724	810				8,278	8,060		
2月	576	800				8,854	8,860		
3月	676	800				9,530	9,660		
合計	9,527	9,660	5,000	498	180				

(単位:万円)

内容点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	618	785	571	726	732	612	644	559	547	511	527	527
平成26年度	391	585	774	310	326	263	296	323	271	208	341	314
平成27年度	241	276	390	221	292	253	286	234	265	272	322	394
平成28年度	517	529	459	692	721	1171	947	846	690	838	659	776
平成29年度	546	701	747	789	718	1000	1332	965	752	724	576	676
平成30年度	716	902	932	797	984	669						

(単位:万円)



【目 的】

不要不急の時間外・夜間・早朝受診者へ時間内受診の啓発を行い、医療費適正化を図る。

【背 景】

- 近年、医療機関の休日・時間外受診が増加している。
- 時間外・夜間・早朝等受診は加算が付くため、協会けんぽへの医療費増加の一因となる。
- 時間外等の加算があること自体を知らない方も多い。

【実施状況】

- ①平成29年12月～平成30年2月の3か月連続して時間外等の加算を算定している者を抽出。
傷病名や診療内容より緊急性のある者を除き、210名の対象者を選定。
- ②平成30年5月30日、受診者（被保険者）あて文書送付。
 - ◎時間外加算および夜間・早朝等加算の説明
（医療費軽減の周知）
 - ◎適正受診の依頼
（時間内受診勧奨・緊急性のない時間外受診抑制の啓発）
 - ◎時間外等の加算制度周知にかかるアンケート
- ③アンケート結果集計。
- ④文書送付以降、平成30年6月～平成30年8月受診レセプト抽出、加算有無を確認し、アンケート同封の効果を平成29年度と受診行動変容を比較検証予定。

【期待される効果】

- 加算が減少することによる保険者・加入者双方の医療費適正化
- 時間外加算を不適正に算定する医療機関等への牽制効果